

2017年1月

フィリピンの個人情報法・施行規則 その1

フィリピンでは、2016年8月24日に個人情報保護法の施行規則が公布されました。

本稿では、どのような情報が個人情報等に該当し、個人情報保護法・施行規則（以下、総称して「本法」と言います。）の適用を受けるのはどのような場合であるのかなど、フィリピンに関係する事業や取引を行う日本企業が特に注意すべき重要な点について、ご説明します。

1 本法の概要

Q 本法はどのような法律でしょうか。何をすることが求められるのでしょうか。

A 本法は、フィリピンにおける個人情報について定め、その取扱いについて定めるとともに、個人情報管理（personal information controller）及び個人情報処理者（personal information processor）に対して、個人情報保護のために、合理的かつ適切な、組織的、物理的及び技術的なセキュリティ対策を実施することなどを求めています。また、本法違反の場合には、罰則の適用もあります。

<解説>

本法で個人情報管理者（personal information controller）とは、個人情報の処理(process)を管理する、又は、これを他者に対して自らに代わって行うように指示する、自然人、法人その他の主体を指しますⁱ。

また、個人情報処理者（personal information processor）とは、個人情報管理者が、個人情報の処理を外注又は指示するような自然人、法人その他の主体を指しますⁱⁱ。

個人情報の「処理」とは、個人情報の収集、記録、保管、アップデート、修正、使用、破棄などを指します。

「個人情報」がどのようなものを指すかは、後述します。

また具体的なセキュリティ対策や罰則については、次回以降のニューズレターにてご説明する予定です。

2 日系企業への影響（適用対象）

Q 本法は、フィリピン法人以外（駐在員事務所や日本法人の支店を設置している場合）であっても適用があるのでしょうか。

A フィリピン国内で設立された法人の他、フィリピン国外で設立された法人であっても、フィリピンに事務

所や支店を設置するなどして個人情報を取り扱う場合は、本法の適用対象となります。フィリピンにおいてビジネスを行い、顧客（個人）の情報を取得したり、従業員を雇って従業員の個人情報を取得する場合には、幅広く適用の可能性がある点留意が必要です。

<解説>

本法では、フィリピン法人のみならず、日本法人の駐在事務所や支店がフィリピン国内にある場合には、本法の適用があることが規定されていますⁱⁱⁱ。一方、フィリピン国外で、その国の法規制に従って収集した個人情報については、フィリピン国内において処理される場合であっても本規則は適用されないことが定められています^{iv}。

日系企業がフィリピンにおいてビジネスをする際に顧客の個人情報を取得することは広く行われておりますし、またフィリピンにおいて従業員を雇用する際には、当該従業員の個人情報を取得し、これを管理せざるを得ません。その為、本法は、フィリピンでビジネス等を行う日系企業に対して幅広く適用されると思われます。

3 「個人情報」とは

Q 本法における「個人情報」には、どのような情報が該当しますか。該当すると、どのような点に注意が必要となりますか

A ①個人の身元が明らか（若しくは確定しうるもの）となる情報、②他の情報と組み合わせることにより個人を特定しうる情報が「個人情報」に該当します。個人情報の取得などをする場合には、個人情報の主体が同意していることなどが必要となります。

<解説>

本法で定められる「個人情報」とは、媒体に記録されているか否かを問わず、①個人の身元が明らか、若しくは合理的・直接的に確定できる情報、②他の情報と組み合わせることにより直接的・断定的に個人を特定しうる情報とされています^v。フィリピン人やフィリピン居住者の個人情報に限定されるものではありません。

そして、企業が処理しようとする情報が「個人情報」に該当するのであれば、(a)個人情報の主体が予め同意している場合、(b)個人情報の主体を当事者の一方とする契約の履行のために必要である場合、(c)個人情報の管理者が義務を履行する場合、などの一定の要件^{vi}を満たす場合に限り、処理できることとなりますので、注意が必要です。

4 「センシティブ個人情報」とは

Q 本法で個人情報のうち特に注意が必要とされるような情報はありますか。また、どのような点に注意が必要となりますか。

A 特に取扱いに慎重を要する情報が「センシティブ個人情報」とされており、個人の年齢、学歴、健康状態など一般的に企業が取得する情報も含まれますので注意が必要です。センシティブ個人情報の取得などをする場合、個人情報の主体が、特定された目的について同意していることなどが必要となります。

<解説>

「センシティブ個人情報」とは、①個人の人種、民族、婚姻の有無、年齢、肌の色、宗教、哲学的・政治的な信条に係る情報、②個人の健康状態、学歴、遺伝・性生活、前科前歴に関する情報、③政府機関が発行する社会保障番号、過去・現在の健康の記録、許認可の有無やその拒否・停止・取消し、納税申告書、④行政命令・法令で特に定められた情報、と定義されています^{vi}。

そして、センシティブ個人情報については、(a)個人情報の主体が予め特定された目的について同意している場合、(b)個人情報の主体などの生命や健康を守るために必要であり、個人情報の主体が予め同意することが法的又は物理的にできない場合、(c)裁判手続における法的な権利・利益を保護するためや法的な請求をするために必要な場合、などの一定の要件^{vii}を満たす場合を除いて、処理できないこととなっているので、注意が必要です。

5 個人情報が権限ない者に取得された場合

Q 個人情報が取扱権限のない者に漏れてしまった場合、どのようなことをしなければならないのですか。

A 個人情報の主体が重大な損害を受ける現実的なおそれがある場合、72時間以内にNPC及び当該個人に通知する必要があります。

<解説>

センシティブ個人情報又は個人情報を用いた詐欺に使われるおそれのある情報が、権限のない者に取得されてしまい、個人情報の主体が重大な損害を受ける現実的なおそれがある場合には、個人情報の管理者は、72時間以内にNPC(National Privacy Commission)及び影響を受ける個人情報の主体に書面などで通知をしなければならないものとされています^{ix}。

*次回も引き続きフィリピンの個人情報保護法・施行規則についてお伝え致します。

- ⁱ 個人情報保護法3条h、施行規則3条m
- ⁱⁱ 個人情報保護法3条i、施行規則3条n
- ⁱⁱⁱ 施行規則4条
- ^{iv} 個人情報保護法4条g、施行規則5条f
- ^v 個人情報保護法3条g、施行規則3条l
- ^{vi} 詳細は施行規則21条参照
- ^{vii} 個人情報保護法3条l、施行規則3条t
- ^{viii} 詳細は施行規則22条参照
- ^{ix} 施行規則38条

【監修・執筆】 [パートナー弁護士 下西 正孝](#)

【執筆】 [弁護士 河浪 潤](#)

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士(フィリピン法に関する個別案件については、フィリピンにて資格を有する弁護士)の助言を求めて頂く必要があります。個別の案件については、フィリピンの現地法律事務所ともネットワークを有する当事務所までまずご相談ください。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニュースレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニュースレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニュースレター係
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

【大阪】北浜法律事務所・外国法共同事業
〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-8-16 大阪証券取引所ビル
TEL 06-6202-1088 (代) / FAX 06-6202-1080-9550

【東京】弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー14F
TEL 03-5219-5151 (代) / FAX 03-5219-5155

【福岡】弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所
〒812-0018 福岡市博多区住吉 1-2-25
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F
TEL 092-263-9990 / FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp/>